

一般社団法人 日本緩和医療薬学会研究倫理規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本緩和医療薬学会(以下「本会」という)における学術研究の人間の尊厳および人権が守られ、信頼性と公正性を確保することを目的とし、本会の研究活動に関わる会員が遵守すべき事項を定めるものとする。なお、本規定における研究活動とは、研究の実施と公開の場におけるあらゆる活動とする。

(諸規定との関係)

第2条 本規定は、会員の研究倫理を定めるものであり、利益相反に関する規定、研究論文発表に関する規定等は別にこれを定めるものとする。

(不正行為への措置と不服申し立て)

第3条 本会は、不適切な行為が危惧される場合、もしくは認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を行い、その説明責任を果たす。

第4条 本会により、本規定に違反したと認定された会員は、あらかじめ定めた期間内に不服を申し立てることができる。本会は申し立てを理由に、申し立て者に不利益が生じないよう配慮を行う。

(本会の研究活動に関わる会員の責務)

第5条 会員は研究を行うに際して、ヘルシンキ宣言、人を対象とした医学系研究に関する倫理指針等の趣旨に沿った倫理的配慮を図らなければならない。

第6条 会員は研究の開始に際して、各施設もしくは都道府県薬剤師会や日本薬剤師会で設置されている倫理審査委員会において、倫理的観点、科学的観点から審議を受ける必要がある。ただし、倫理審査委員会より審議の必要性に関し不要である旨の通達があった場合はその限りではないが、研究や論文の倫理性を本会が保証するものではない。

第7条 筆頭研究者は、研究倫理に関する研修を定期的に受講しなければならない。共同研究者においても、研修を受講しておくことが望ましい。

第8条 会員は、研究に関わる者の基本的人権を尊重し、研究活動において知り得た情報等、プライバシーの保護に留意しなければならない。

第9条 会員は研究データの提供を受ける場合には、データの提供元となる機関または研究協力者から同意を得る必要がある。また、データの漏洩などないよう、取り扱いには十分注意する。

第10条 会員は、データの再確認や再検証、開示要求に対応できるよう、適切な方法でデー

タを管理しなければならない。

第11条 会員は研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。

第12条 会員は研究の公開にあたり、共同研究者の同意を得なければならない、同意した共同研究者も筆頭研究者と同様に、研究内容に関する責任を負う。

(学会の責務)

第13条 本会は、必要に応じて研究倫理に関する啓発および研究倫理教育を実施し、会員が本規定を遵守できるよう活動しなければならない。

附則

この規定は、2020年11月5日より施行する。